
淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の事業評価について

淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の
事業評価に対する主な意見と回答について（府民意見募集結果）

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見募集について

◆意見募集期間：令和元年11月14日（木）から令和元年12月13日（金）

【ホームページ掲載】

大阪府

関係市

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見の募集について

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見の募集について

大阪府では、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることを目的として、建設事業の実施や継続の可否を判断する建設事業評価を実施しています。このうち、河川事業・ダム事業において一定の要件を満たす事前評価及び再評価にあたっては、学識経験者等で構成される「大阪府河川整備審議会」の意見を聴き、その意見を尊重して対応方針を決定します。同審議会においては、透明性の一層の向上のため、このたび、淀川水系淀川左岸ブロック(穂谷川、前川)の建設事業評価について、府民の皆様のご意見を募集します。なお、ご意見については、下記要綱に従い提出をお願いします。

また、本件は「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」により実施が義務付けられている『パブリックコメント』ではなく、大阪府として現段階で広く府民の皆様のご意見をお伺いする必要があると判断し実施する『その他の意見等の募集』です。

対象事業名
淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価

1. 募集対象項目

淀川水系淀川左岸ブロック(穂谷川、前川)における河川整備事業の建設事業評価

〈建設事業評価調書〉【Wordファイル/131KB】 / 〈建設事業評価調書〉【PDFファイル/312KB】

〈図面〉【PDFファイル/312KB】 / 〈淀川水系淀川左岸ブロックの河川整備の事業評価について〉【PDFファイル/1.98MB】

2. 募集期間

令和元年11月14日木曜日 から 令和元年12月13日金曜日
(募集期間内に必着のこと。)

交野市

淀川水系淀川左岸ブロックの建設事業評価に対する府民意見の募集について

淀川水系淀川左岸ブロックの建設事業評価に対する府民意見の募集について

大阪府では、枚方市・交野市等を流域とする淀川水系淀川左岸ブロックの建設事業評価について、府民の皆様のご意見を募集します。

詳細については、府のホームページでご覧になれます。

府HPアドレス
http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/yodogawasaganjyougou.html

○募集期間
令和元年11月14日（木）～令和元年12月13日（金）

便利情報ナビ

- 組織案内
- 施設マップ
- 施設予約システム
- 求人情報
- ごみの収集
- 市民相談
- 図書館
- 条例・規則(例規集)
- ライフイベント
- 妊娠・出産
- 子育て

※流域2市（枚方市・交野市）のHPに掲載

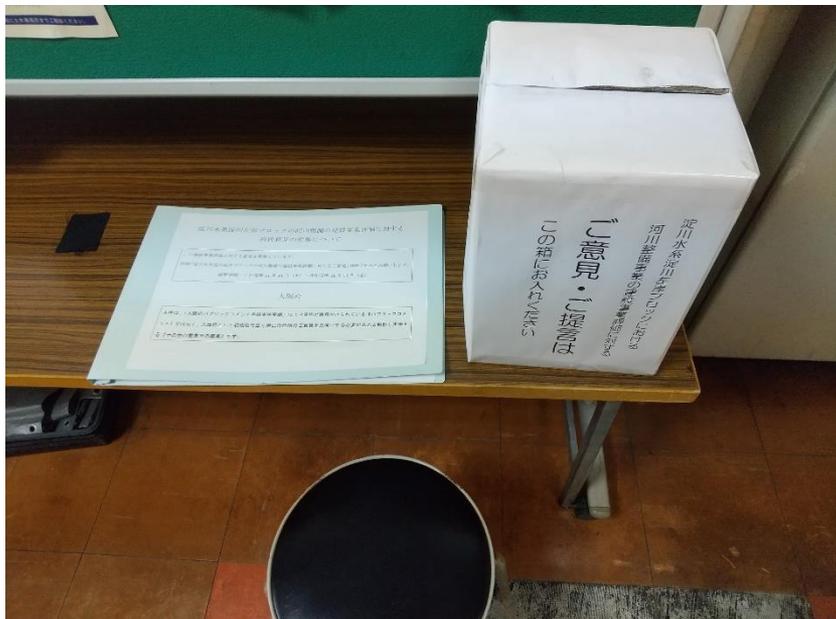
淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 府民意見募集について

◆意見募集期間：令和元年11月14日（木）から令和元年12月13日（金）

【図書縦覧】

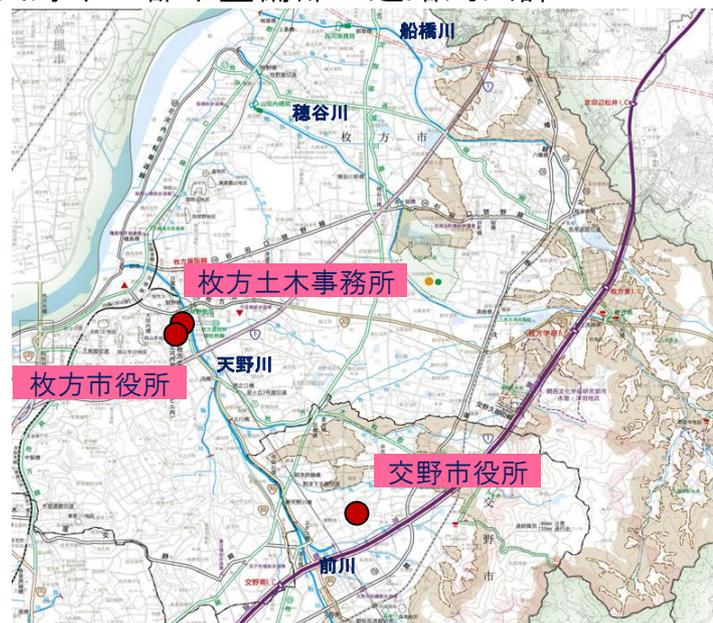
縦覧図書

- 第3回河川整備審議会資料（R1.11.11）
 - ・ 建設事業評価調書
 - ・ 淀川右岸ブロックの河川整備の事業評価について



縦覧場所

- 以下の5箇所
 - ・ 大阪府府政情報センター
 - ・ 大阪府都市整備部河川室
 - ・ 大阪府枚方土木事務所
 - ・ 枚方市 土木部 土木政策課
 - ・ 交野市 都市整備部 道路河川課



淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

府民意見募集結果の概要

いただいたご意見の総数は4通

(意見書に複数意見が書かれたものをそれぞれ1件として算定)

項目	件数
1. 治水対策に関すること	2件
2. 維持管理	3件
3. その他	1件
合計	6件

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

1. 治水対策及び維持管理に関するもの

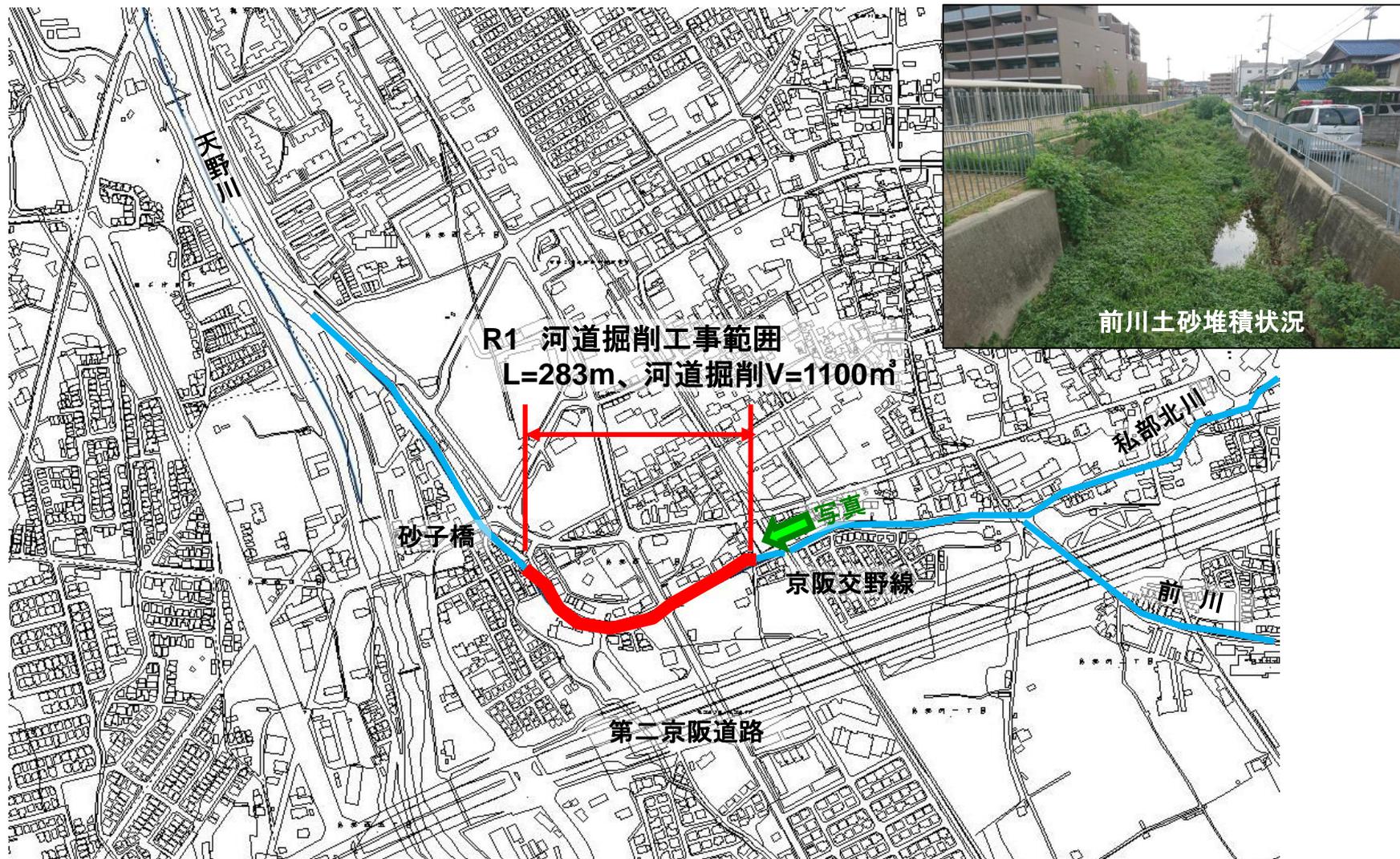
いただいたご意見

- 近年、予想を超える集中豪雨が多発しています。
- ①私部前川の工事も順次すすめていただいておりますが、一部で未完成部分があり、早急な工事をお願いします。
- ②上流部および私部北川から土砂の流入もある事から継続した管理をお願いします。

いただいたご意見に対する
事業者の回答(案)

- ①前川の河川整備については、一部、占有物件がある事から、その区間が未整備となっており、現在、占有者に対し、早急に退去していただくよう、法的措置も含め、取り組みを進めています。今後、占有物件の退去ができましたら、速やかに、改修工事に着手し、1日でも早く完成できるよう努めていきます。
- ②現在、前川の砂子橋上流から京阪交野線までの区間において堆積土砂撤去に着手しており、今年度内の完了を予定しております。引き続き、河川状況の把握に努め、適切な維持管理に努めます。

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について



淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

1. 治水対策に関するもの②

いただいたご意見

黄金野はハザードマップを見ると洪水でつかる地域となっております。地球温暖化によって全国でこれまでにないような雨の降り方になっておりますので、早急に穂谷川の整備を進めていただくようお願いいたします。

いただいたご意見に対する
事業者の回答（案）

穂谷川については、時間雨量80ミリ程度の降雨による床上浸水を防ぐことを当面の治水目標として、河川整備を実施しています。現在、国道1号付近と山田池公園付近にて、河川整備工事を進めています。引き続き、早期に当面の治水目標が達成できるよう、着実に事業の進捗に努めます。

なお、地球温暖化に伴う気候変動の影響による、施設の能力を大幅に上回る外力（災害の原因となる豪雨、洪水、高潮等の自然現象）により水災害が発生する懸念が高まっています。

今後、国土交通省の「気候変動を踏まえた治水計画のあり方（提言）」を踏まえ、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要と認識しています。

また、大阪府では住民の避難支援のため、地域特有の災害リスクを踏まえた洪水リスクの周知や、河川カメラによるリアルタイムの情報発信を行っていますので、市の避難情報などと併せ、避難行動に役立ててください。

※穂谷川出屋敷歩道橋のカメラHP：<http://www.osaka-pref-rivercam.info/toubu/01.html>

※穂谷川満穂橋のカメラHP：<http://www.osaka-pref-rivercam.info/toubu/02.html>

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

2. 維持管理に関するもの②

いただいた
ご意見

現在、穂谷川の牧野阪で川底を掘り下げる工事をされていますが、工事の範囲は馬場前橋までと聞いています。しかし、その上も同じように土が溜まっており草木が生えておりますので、上の方も引き続き溜まった土を掘り下げる工事をお願いします。

いただいたご意見に対する
事業者の回答（案）

河川に堆積する土砂の対策については、5年ごとに定期的な河川断面などの測量や調査を行うとともに、毎年、河川施設点検等により現地調査を行い、河川ごとに川底の堆積や低下などの傾向を確認のうえ、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを踏まえ、計画的に対策を実施しています。

この考え方にに基づき、穂谷川では、現在、穂谷川最下流から馬場前橋にて堆積土砂の撤去を進めています。

また、豪雨後においては、緊急パトロールなどにより、管理河川の状況把握を行い、局所的に土砂が堆積し、流水に著しい支障があると判断される箇所については、緊急的に撤去するなど対策を講じています。

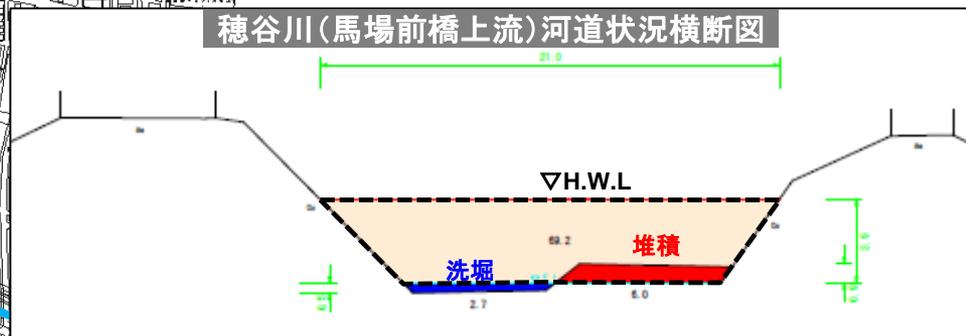
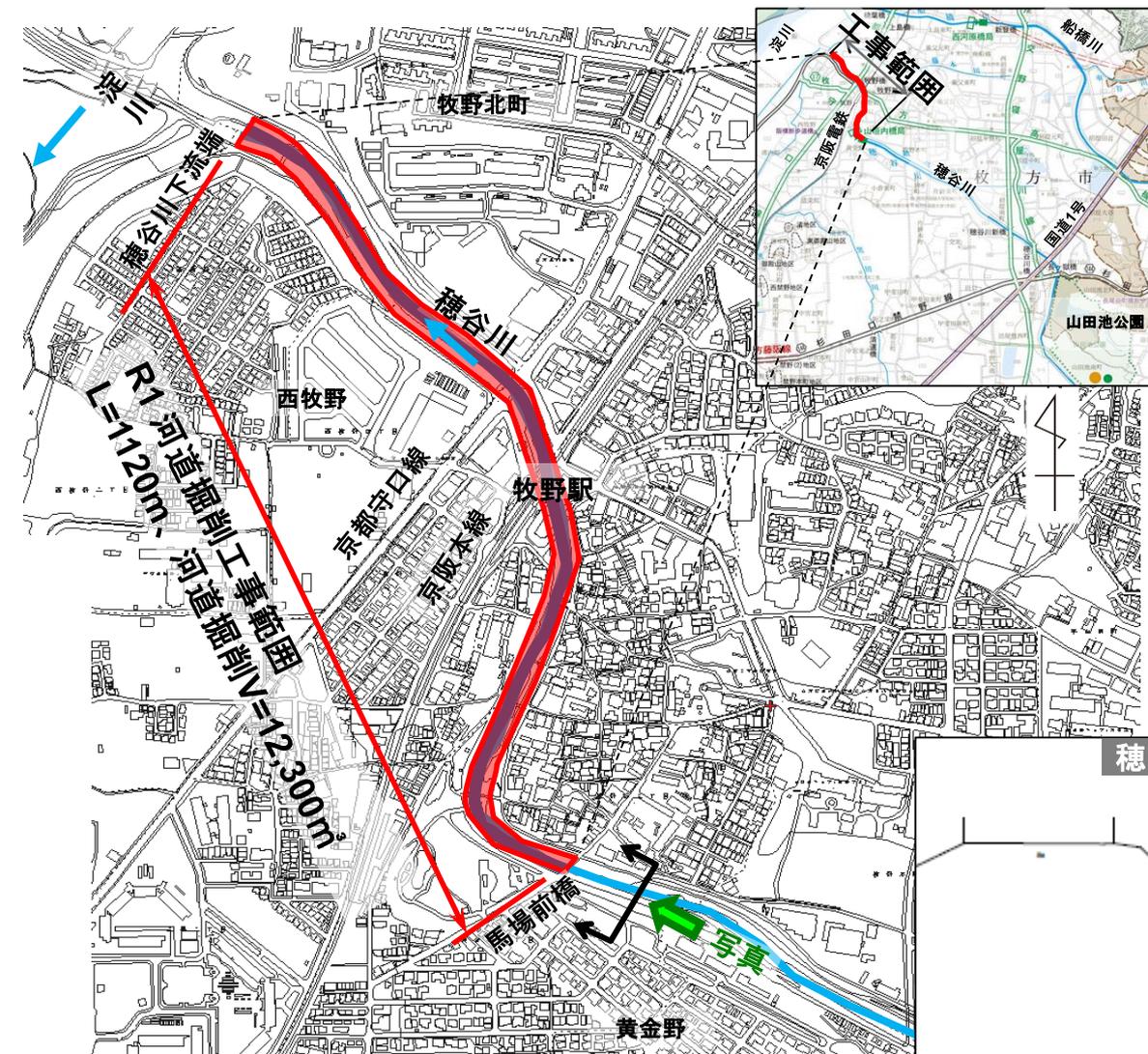
ご指摘の馬場前橋より上流については、洗堀箇所^{※1}と堆積箇所^{※2}が混在しており、平成28年度に実施した調査においては、川の水を流す断面に対し、土砂堆積は余りしておらず、現状でもほぼ変化は無いため、現時点で土砂撤去の予定はありません（次頁、穂谷川（馬場前橋上流）河道状況横断図を参照）。

河道内の樹木については、洪水時に漂流物が引っ掛かるなどして流れを阻害する恐れがあることから順次伐採していくとともに、引き続き河川の状況把握に努め、適切に維持管理を行ってまいります。

※1 洗堀箇所とは、水の流れの影響により河床の土砂が洗い流され、川底が掘れている箇所のこと。

※2 堆積箇所とは、上流より流れてきた土砂等が、川底にとどまり集積されている箇所のこと。

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について



点線で囲まれた範囲が、施設計画規模の雨水を流す断面であり、その断面に対し、洗堀している箇所と堆積している箇所があり、現状では雨水の流れを阻害するほどの状況ではない。

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

2. 維持管理に関するもの③

いただいたご意見

堤防の草刈りについて毎年作業をされていますが、今回の作業では、一部で、刈り残しが見られる箇所もありましたので、刈り残しが無いようしっかりとお願いします。

いただいたご意見に対する
事業者の回答(案)

堤防の草刈りについては、治水上の観点から堤防の状態を把握するため、年1回実施しています。これに加え、草の著しい繁茂により、隣接家屋への影響や害虫の発生など、府民の生活環境に著しく支障となるような箇所においては、現地の状況を確認のうえ、対応を行っています。

今回ご指摘のとおり、道路管理者が草刈りを行うことになっている堤防道路の路肩部において、一部刈り残しが見られましたので、今後、より一層道路管理者との連携を図り、刈り残しが発生しないよう努めます。

淀川水系淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価に対する 主な意見と回答について

3. その他

いただいたご意見

「この建設事業評価に対する意見を募集しています」とありますが、そもそも、真剣に府民の声、意見、疑問等に耳を傾ける気があるのかなと思われる資料だと思います。
工事が行われている場所近辺に住まわれていない者が、この資料を手に取り熟読し何かをここに記すとは到底思えません。
事業説明及び工事説明の折に参加された方へ呼びかけてはいかがでしょうか。
「評価」と言う言葉が再三でてきますが、誰が誰を評価しているのでしょうか。
「府民」が「府」に対してなのですか。「評価」できるほど詳細には理解できないのですが、。

いただいたご意見に対する
事業者の回答(案)

大阪府では、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に、府が実施する建設事業（総事業費1億円以上の事業に限る。ただし、災害復旧、補修、改修及び維持管理に係るものを除く。）を対象に、府自らが評価を実施しています。そのうち、総事業費10億円以上の建設事業の再評価については外部評価を行うこととしています。

今回の淀川左岸ブロックにおける河川整備事業の建設事業評価は、実施中の事業（穂谷川と前川の河川改修事業）について、事業継続の妥当性を判断するとともに、より効率的な実施方法等が無いかなどを再評価するものです。

まずは、事業の進捗状況や、事業を巡る社会情勢の変化、事業の効率性等の視点より、府内部にて対応方針原案を作成いたします。

作成した対応方針原案について、外部評価者である、大阪府河川整備審議会に提示したうえで、意見を聴き、その意見を尊重して、府が事業継続の妥当性などについて対応方針を決定する手続きです。

加えて、大阪府では、より地域の実情を踏まえた効率的・効果的な河川整備を実施していくため、河川整備事業の建設事業評価に対する府民意見を頂くこととしております。

なお、今回の建設事業評価内容については、穂谷川や前川にて工事を進めている地元町会などへ、説明を行い、意見を頂けるよう取り組んでおります。

今後も、河川整備に係る建設事業評価について、広く皆様へご理解いただけるよう、また、意見が頂戴できるよう、資料作成や周知について、工夫してまいります。